

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 市民の企画提案による協働のまちづくり事業（以下、「協働事業」という。）における団体からの事業提案の審査を、公平かつ適正に実施するため、市民の企画提案による協働のまちづくり事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 協働事業の審査に関すること。
- (2) 協働事業の評価に関すること。
- (3) その他前各号に付随する必要事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会に委員を置き、市民生活部長及び外部委員として市民協働推進会議の参加者（以下、「参加者」という。）をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に充てられた者のうち、協働事業の提案団体の役員及び構成員となっている者は、委員から除くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項により委員から除かれることとなる者が参加者の半数を超えた場合は、参加者以外の者を委員に充てることのできるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、市民協働推進会議の座長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審査及び評価)

第6条 審査は、別に定める市民の企画提案による協働のまちづくり事業審査要領に基づき行う。

- 2 評価は、別に定める市民の企画提案による協働のまちづくり事業評価要領に基づき行う。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。